平成２８年（フ）第３８４号
堺市西区津久野町２丁１番２－１号
債務者　水口　信也
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４１５号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番21―403号
債務者　正木　秀和
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
北海道夕張郡長沼町西11線南６番地
債務者　白川ミヨ子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第６７号
北海道帯広市西十八条南２丁目10番地８　細田ハウス106号室
債務者　齋藤　啓太
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原395番地　レジデンス山中101号、前住所福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原380番地の１
債務者　菅谷　治夫
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
新潟県上越市五智新町11番16号　ハイツ井上101号
債務者　三宅憲二郎
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第３９号
岡山県勝田郡奈義町豊沢460番地３　センタービレッジ奈義１号棟206号室、前住所岡山県勝田郡奈義町成松127番地１
債務者　松原　崇博
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第４１号
岡山県真庭市蒜山西茅部815番地３
債務者　西村　美幸
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１１５号
香川県高松市郷東町587番地261　トビアスガーデン高松103
債務者　岡内　彩香
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５号
長崎県諫早市永昌町11番28号　パナハイツ勝203号、前住所長崎県大村市久原１丁目34番地８　宮崎アパート坂田方
債務者　東　　勲
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
長崎県南島原市南有馬町戊101番地
債務者　佐藤奈代美
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第５号
長崎県五島市木場町120番地９、住民票上の前住所長崎県五島市大荒町1040番地３
債務者　川端　愛美（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第９号
鹿児島県枕崎市塩屋北町234番地
債務者　小浜　政弘
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１０号
鹿児島県南九州市頴娃町郡2816番地
債務者　西　　優子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第９３号
仙台市青葉区栗生３丁目12番地の２　サンライズ館Ｂ－201
債務者　柴山　　学
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
宮城県名取市田高字南343番地　ピアパークＡ棟201号
債務者　森　喜代美
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３０９号
仙台市青葉区国見３丁目５番26号　フロンティア国見201
債務者　高橋　正登
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係